



(広告)  
 28年12月号  
 2016年12月1日発行  
 三宅税理士法人  
 代表社員 三宅孝治  
 (中国税理士会 倉敷支部会員)  
 倉敷市中島2370番地14  
 TEL 086-466-1255  
 FAX 086-466-1288  
 第115号  
 発行担当者:山崎 亜紀

今年も残り1か月となりました。来年のスケジュール帳、カレンダー、掃除用品など新年を迎える風景を見るたび、わくわくした気持ちと焦る気持ちが交錯しております。今年はやりの残した事がないよう、残り少ない日にちを大切に過ごしていき、より良い来年に繋げていけたらと思っております。

さて、今月のテーマは領収書についてです。取引を行う上で、欠かせないものであり、ご質問をいただく事もございますので、相殺の場合の領収書発行についても併せてお伝えさせていただきます。

### 《領収書(証)》

領収書とは

「代金の受取人が支払者に対して、何らかの対価として金銭を受け取ったことを証明するために発行する書類」になります。

領収書の記載要件

領収書の記載要件は、法人税法や所得税法では定められていないのですが、消費税の課税事業者が3万円以上の支払いをして仕入税額控除を受ける場合には下記のものに記載されていないと仕入税額控除を受けることができません。

- ・書類の作成者の氏名又は名称
- ・課税資産の譲渡等を行った年月日
- ・課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ・課税資産の譲渡等の対価の額
- ・書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

簡単に言い換えると

- ・領収書を発行する側の名前(事業所名)
- ・領収書を発行する日
- ・商品やサービスの内容
- ・領収した金額
- ・領収書を受け取る側の名前(事業所名)

印紙の貼付

領収書は印紙税法に規定されている「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」となるため収入印紙の貼付が必要になります。

売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書の印紙

記載された受取金額	印紙税額 (1通または1冊につき)
5万円未満	非課税
5万円以上 100万円以下	200円
100万円超 200万円以下	400円
200万円超 300万円以下	600円
300万円超 500万円以下	1,000円
500万円超 1,000万円以下	2,000円
1,000万円超 2,000万円以下	4,000円
2,000万円超 3,000万円以下	6,000円
3,000万円超 5,000万円以下	10,000円
5,000万円超	1億円以下 20,000円
	1億円超 2億円以下 40,000円
	2億円超 3億円以下 60,000円
	3億円超 5億円以下 100,000円
	5億円超 10億円以下 150,000円
	10億円超 200,000円
受取金額の記載のないもの	200円

印紙の消印

印紙の再使用を防止する目的として領収書と印紙の彩紋にかけて判明に印紙を消さなければなりません。使用する印章は通常の印鑑の他、氏名、名称などを表示したゴム印でも差支ありません。単に印と表示したり、斜線を引いたり、鉛筆で署名したものなど簡単に消すことができるものは消印したことにはなりません。

金額の判定

領収書の記載金額は消費税込になりますが、消費税額等が区分記載されている、または税込価格及び税抜価格が記載されていて別記、消費税額等が明らかな場合には消費税額を含めない金額を受取金額として判定できます。

ただし、消費税免税事業者の場合は、税込金額で判定します。

例：51,840円の領収書を作成する際、税抜金額は48,000円となるので、消費税3,840円と別記記載されている場合は、印紙税は非課税となります。



### 《相殺を行った場合の領収書》

ひとつの取引先に売掛金と買掛金がある場合、相殺を行う時には相殺分の領収書発行が必要となります。

例えば売掛金が10万円、買掛金が8万円の場合、相殺できる金額は8万円となりますので、相殺分として8万円の領収書を発行する事になります。

領収書には「上記金額を相殺しました」など、相殺である事を明記します。

相殺分の領収書は金銭の受取をしていない為、金額にかかわらず**印紙の貼付は必要ありません。**



### 《セミナーの講師をさせていただきました》

10/11～11/1まで(全5回) 倉敷法人会・倉敷商工会議所主催 平成28年度倉敷法人学校が開催され、そのうち3回の講師をさせていただきました。

10/25(火) 簿記の仕組み～基礎の基礎から決算まで～

講師：山本 翼 法学修士

10/28(金) 経営者・幹部のための決算書の見方・活用法①

11/1(火) 経営者・幹部のための決算書の見方・活用法②  
税務調査での注意点

講師：三宅孝治 税理士・経営学修士(MBA)



この度、倉敷法人学校のセミナー講師として壇上に立つ機会を頂きました。経営者・幹部・経理担当者の方々など、様々な企業の、様々な立場の方々の前でお話をさせていただく大変貴重な経験を行うことができました。(かなり緊張もしましたが・・・)ご参加下さった皆様、若輩者にもかかわらず皆様の真剣な眼差しを向けご受講頂き誠にありがとうございます。この経験が励みとなり、より一層モチベーションアップの山本でした。

山本 翼

### 《入社しました》

この度、三宅税理士法人に新しい仲間が増えましたので、ご紹介させていただきます。

11月7日に三宅税理士法人に入社いたしました、平松和美(ひらまつ・かずみ)と申します。昨年、約6年勤めた千葉市の会計事務所を退職し、実家のある倉敷市に引っ越して参りました。高校を卒業してから実家を離れて約20年、両親はようやく帰ってきてくれたととても喜んでくれています。まだまだ未熟な部分もございますが、お客様のお力になれるよう精進して参ります。



### 《研修旅行と望年会》



11月25日～26日まで研修旅行と毎年恒例の望年会(ぼうねんかい)を行いました。お休みを頂戴し、ありがとうございました。熱海に行き、フレッシュなメンバーも加わりましたので、親睦を深め今後より良いお仕事がさせていただけるよう、団結力を更に高めてまいりました。平成29年に向けて三宅税理士法人スタッフ一同、精一杯頑張りますので、皆様どうぞ宜しくお願い致します。



### 《冬季休暇のお知らせ》

12月29日(木)～1月5日(木)まで、勝手ではございますがリフレッシュ休暇を頂きます。ご迷惑お掛け致しますが、宜しくお願い致します。

### 《12月カレンダー》

8	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
12	月	*11月分源泉所得税・住民税の納付期限
31	土	*10月決算法人の確定申告・納付期限
		*4月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の7・1月決算法人)
※年末年始の為、申告・納付期限は平成29年1月4日(水)となっております。		

### 《Visionのご案内》

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision

今月の開催日は12月8日(木)です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
12月8日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月2日(金)
1月12日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月6日(金)
※2月以降の開催日は未定となっております。		